

第 90 号議案

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

足立区プールの衛生管理に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「又は同法第 134 条に規定する各種学校」を「若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「又は学生」を「若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の足立区プールの衛生管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により学校プールの経営の届出をした学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第 3 条第 2 項の届出を、この条例による改正後の

足立区プールの衛生管理に関する条例第 3 条第 2 項の届出とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園において設置するプールを届出の対象とする必要があるので、この条例案を提出いたします。